2026年11月11日

各　位

会社名　　株式会社東陽テクニカ
代表者名　代表取締役 社長執行役員　高野 俊也
（コード番号：8151、東証プライム）
問合せ先　取締役 上席執行役員　　松井 俊明
（TEL：03-3279-0771）

英文商号の変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2026年11月11日開催の取締役会において、英文商号の変更及び定款の一部変更について、下記のとおり2026年12月23日開催予定の第74期定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

１．英文商号の変更について

（１）変更内容

旧	新
TOYO Corporation	TOYO TECHNICA Corporation

※和文商号、住所、電話番号等の変更はございません。

（２）変更の理由

当社グループは中期経営計画“TY2027”でも掲げているとおり、事業成長戦略の一環として、海外事業の拡大に取り組んでおります。また、企業価値向上のために海外のステークホルダーへの認知及び理解の向上を図るためにも、グローバルブランドとして海外での浸透を促進する必要があります。よって、和文商号と英文商号の一致を図るため、英文商号を「TOYO TECHNICA Corporation」に変更するものであります。

なお、現行定款第1条の変更につきましては、2027年10月1日にその効力を生じるものとするため、附則を設定し、当該変更の効力発生をもって当該附則を定款より削除するものといたします。

（３）変更予定日

2026年12月23日開催予定の第74期定時株主総会において「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、2027年10月1日をもって変更する予定であります。

２．定款一部変更について

（１）変更の理由

上記英文商号の変更に伴い、現行定款第１条を変更するものであります。

（2）変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第１条　　当会社は、株式会社東陽テクニカと称し、英文では TOYO Corporation と記す。	第１条　　当会社は、株式会社東陽テクニカと称し、英文では TOYO TECHNICA Corporation と記す。
第２条～第４４条　　（条文省略）	第２条～第４４条　　（現行どおり）
（新設）	附則 1．定款第１条の変更は、2027 年 10 月 1 日にその効力を生ずるものとする。 2．本附則は、当該効力の発生をもって削除する。

３．定款変更の日程

定款変更のための株主総会決議日　2026 年 12 月 23 日（予定）

定款変更の効力発生日　　2027 年 10 月 1 日（予定）

以　上